

平成27年生駒市議会（第2回）臨時会議案

平成27年5月14日

生 駒 市

平成 27 年生駒市議会（第 2 回）臨時会議案目録

議案番号	議案名	頁
報告第 3 号	市長専決処分の報告について (変更契約の締結について)	1～2
議案第 37 号	専決処分につき承認を求めることについて (生駒市税条例等の一部を改正する条例の制定について)	3～12
議案第 38 号	専決処分につき承認を求めることについて (生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)	13～16
議案第 39 号	専決処分につき承認を求めることについて (生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)	17～18
議案第 40 号	(仮称) 南こども園新築工事請負契約の締結について	19
議案第 41 号	生駒市監査委員の選任について	20
議案第 42 号	生駒市公平委員会委員の選任について	21
議案第 43 号	生駒市政治倫理審査会委員の委嘱について	22

報告第 3 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

記

変更契約の締結について

平成27年5月14日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

変更契約の締結について

議会の議決を経て締結した契約の変更契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、下記のとおり専決処分する。

記

- 1 契約の目的 あすか野小学校増築工事
- 2 契約の方法 事後審査型条件付一般競争入札
- 3 契約金額
 - (1) 変更前 272,700,000円
 - (2) 変更後 269,105,760円
- 4 契約の相手方 樞原市南八木町2丁目3番35号
株式会社 崎山組
代表取締役 寄山 雅由
- 5 工 期 契約の日から平成27年3月31日まで

平成27年3月27日

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史

議案第 37 号

専決処分につき承認を求めることについて

生駒市税条例等の一部を改正する条例を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成27年3月31日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成27年5月14日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専第 5 号

専 決 処 分 書

生駒市税条例等の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）
第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成27年3月31日

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史

生駒市税条例等の一部を改正する条例

（生駒市税条例の一部改正）

第1条 生駒市税条例（昭和50年12月生駒市条例第31号）の一部を次のよ
うに改正する。

第17条第2項の表第1号オ中「法人税法第2条第16号」を「法第292
条第1項第4号の5」に、「又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金
等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定め
るところにより算定した純資産額）」を「をいう。以下この表及び第4項にお
いて同じ。」に、「この表」を「この表及び第4項」に改め、同条に次の1項を
加える。

4 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本
金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満た
ない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の
額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の

額が」とする。

第45条第6項中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に改める。

第46条第3項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に改める。

第64条及び第66条中「第10号の9」を「第10号の10」に改める。

第80条第2項に次のただし書を加える。

ただし、既にこの項の規定による申請書の提出に基づく固定資産税の減免を受けている場合において、当該申請書の内容に異動がなく、かつ、申請書の提出の必要がないと市長が認めるときは、この限りでない。

附則第9条の3の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第11条の前に見出しとして「（個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等）」を付し、同条を次のように改める。

第11条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第25条第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第28条第4項の規定による申告書の提出（第29条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

附則第11条の次に次の1条を加える。

第11条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第25条第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第12条の2第8項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第7項中「附則第15条第37

項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第6項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第5項の次に次の3項を加える。

6 法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。

7 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第12条の2に次の1項を加える。

12 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第13条の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第13条の2の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第13条の3（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第13条の4中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条第1項」に、

「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に改める。

附則第 14 条（見出しを含む。）及び第 16 条中「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に改める。

附則第 16 条の 4 第 1 項中「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に改め、同条第 2 項中「平成 27 年 3 月 31 日」を「平成 30 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 17 条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第 17 条 法附則第 30 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する第 90 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第 3 項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成 28 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 90 条第 2 号ア	3, 900 円	1, 000 円
	6, 900 円	1, 800 円
	10, 800 円	2, 700 円
	3, 800 円	1, 000 円
	5, 000 円	1, 300 円

2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第 90 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成 28 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同

表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第90条第2号ア	3, 900円	2, 000円
	6, 900円	3, 500円
	10, 800円	5, 400円
	3, 800円	1, 900円
	5, 000円	2, 500円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第90条第2号ア	3, 900円	3, 000円
	6, 900円	5, 200円
	10, 800円	8, 100円
	3, 800円	2, 900円
	5, 000円	3, 800円

（生駒市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 生駒市税条例等の一部を改正する条例（平成26年5月生駒市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中生駒市税条例附則第17条の改正規定を次のように改める。

附則第17条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）」を「

初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第90条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第90条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第1条第3号の規定中「第90条の改正規定」を「第90条第2号アの改正規定（「3,600円」に係る部分を除く。）」に、「附則第4条」を「附則第4条第1項」に改め、同条第4号中「及び第48条第1項」を「、第48条第1項及び第90条第1号の改正規定、同条第2号アの改正規定（「3,600円」に係る部分に限る。）、同号イの改正規定並びに同条第3号」に、「附則第5条」を「附則第4条第2項、第5条」に改める。

附則第4条中「第90条」を「第90条第2号ア（「3,600円」に係る部分を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 新条例第90条第1号、第2号ア（「3,600円」に係る部分に限る。）及びイ並びに第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附則第6条の表中「附則第17条」を「附則第17条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条中生駒市税条例等の一部を改正する条例附則第1条第3号及び第4号並びに第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の生駒市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第11条の規定は、市民税の所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支出する同条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

3 新条例附則第11条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

4 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第12条の2第6項の規定は、施行日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第1条の規定による改正後

の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第18項に規定する家屋及び償却資産に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第12条の2第7項の規定は、施行日以後に取得される新法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（協定避難用部分に限る。）に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第12条の2第8項の規定は、施行日以後に取得される新法附則第15条第31項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第12条の2第12項の規定は、施行日以後に新築される新法附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例附則第17条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

議案第 38 号

専決処分につき承認を求めることについて

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成27年3月31日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成27年5月14日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専第 6 号

専 決 処 分 書

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成27年3月31日

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例

生駒市都市計画税条例（昭和50年12月生駒市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「又は第28項」を「、第28項又は第30項から第33項まで」に改める。

附則第3条の7中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に、「附則第3条の3」を「附則第3条の4」に改め、同条を附則第3条の8とする。

附則第3条の6中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に、「附則第3条の3」を「附則第3条の4」に改め、同条を附則第3条の7とする。

附則第3条の5中「附則第3条の3」を「附則第3条の4」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条を附則第3条の6とする。

附則第3条の4中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条を附則第3条の5とする。

附則第3条の3の前の見出しを削り、同条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条を附則第3条の4とし、同条の前に見出しとして「(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)」を付する。

附則第3条の2(見出しを含む。)中「附則第15条第34項」を「附則第15条第36項」に改め、同条を附則第3条の3とする。

附則第3条の次に次の1条を加える。

(法附則第15条第18項の条例で定める割合)

第3条の2 法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。

附則第4条(見出しを含む。)、第6条及び第6条の2中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第7条中「これらの規定」を「同条」に改める。

附則第8条中「附則第3条の3及び第3条の5」を「附則第3条の4及び第3条の6」に、「附則第3条の3及び第3条の6」を「附則第3条の4及び第3条の7」に、「附則第3条の4、第3条の6及び第3条の7」を「附則第3条の5、第3条の7及び第3条の8」に、「附則第3条の6」を「附則第3条の7」に改める。

附則第9条中「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」を「第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項若しくは第42項」に、「第28項」を「第30項から第33項まで」に改める。

附則第10条中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正す

る法律（平成24年法律第17号）附則第10条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条第1項」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第3条の2の規定は、この条例の施行の日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第18項に規定する家屋に対して課すべき平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

議案第 39 号

専決処分につき承認を求めることについて

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成27年3月31日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成27年5月14日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専第 7 号

専 決 処 分 書

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成27年3月31日

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険税条例（平成12年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「245,000円」を「260,000円」に改め、同条第3号中「450,000円」を「470,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 40 号

(仮称) 南こども園新築工事請負契約の締結について

平成27年4月28日事後審査型条件付一般競争入札に付した(仮称)南こども園新築工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年4月生駒市条例第2号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 (仮称) 南こども園新築工事
- 2 契約の方法 事後審査型条件付一般競争入札
- 3 契約金額 743,796,000円
- 4 契約の相手方 御所市150番地の3
株式会社鍛冶田工務店 奈良本社
奈良本社統括 柏原幸嗣
- 5 工期 契約の日から平成28年3月31日まで

平成27年5月14日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

